

豊島区法定外税検討会議 第一部会・放置自転車等対策税(第1回)

日 時；平成14年7月23日(火)午後7時～ [としま健康プラザ7階]

【配布資料】

第一部会資料1-1・・・「放置自転車等対策の現状」

第一部会資料1-2・・・「放置自転車等対策税構想の考え方と背景」

参考資料 ; 「改正自転車法」について

参考資料 ; 豊島区自転車等の放置防止に関する条例について

1. 放置自転車等対策の現状

2. 放置自転車等対策税構想の考え方と背景

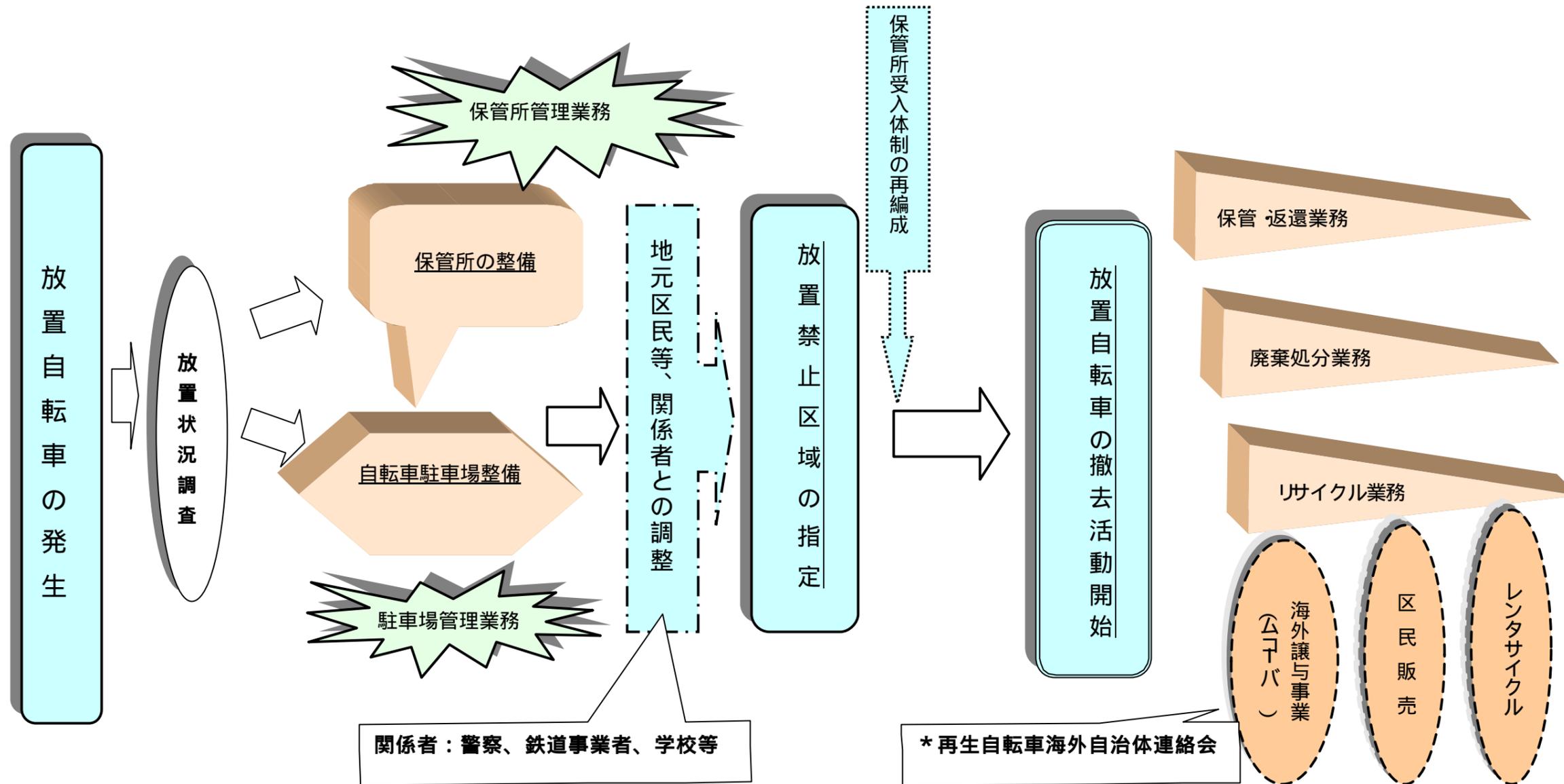
3. その他

放置自転車等対策の現状

目次]

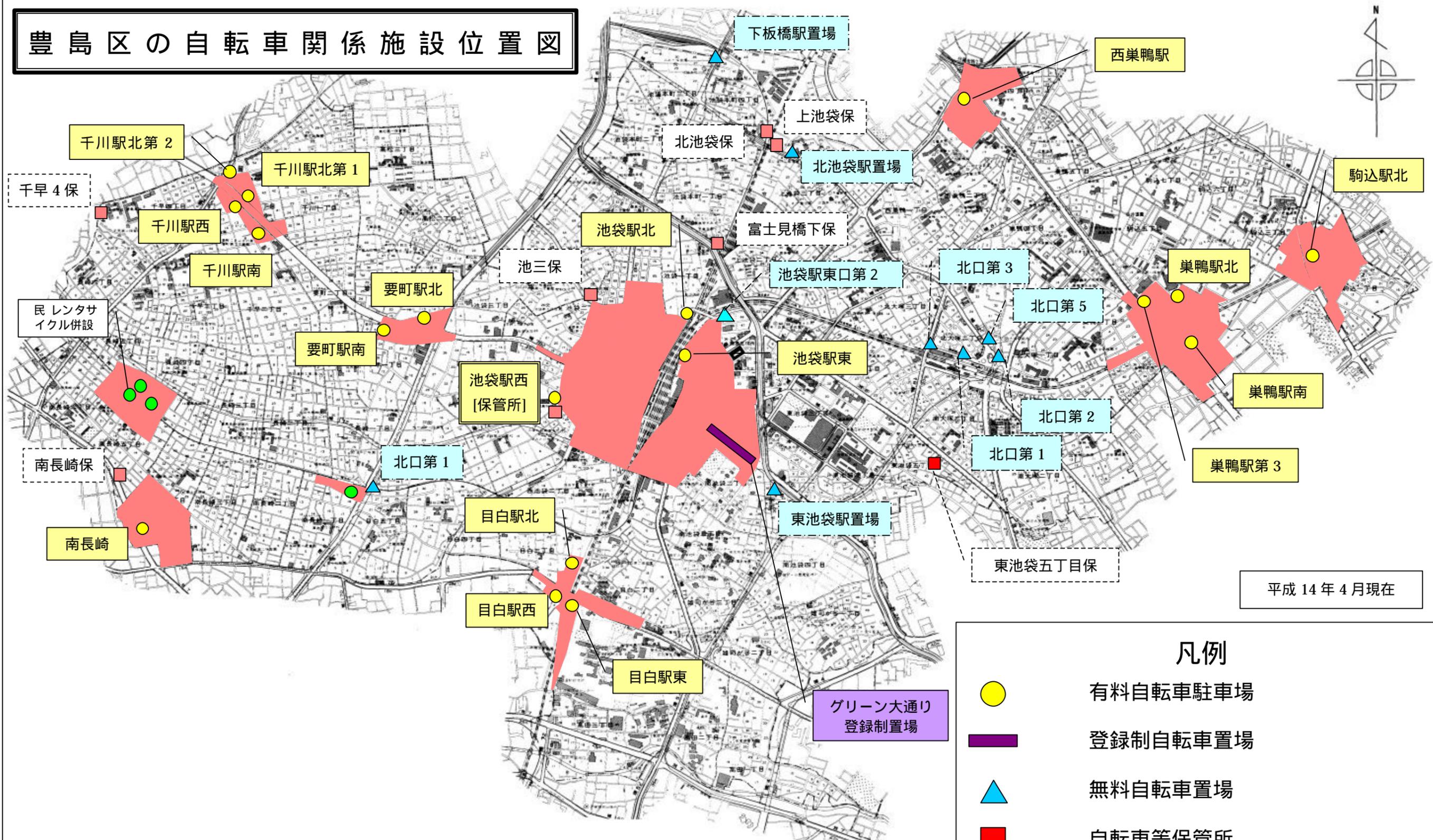
| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 放置自転車を取り巻く業務について | 1 |
| | ・ 駐車場等の位置図と施設の一覧表(参考) | |
| 2 | 自転車の放置状況等推移 | |
| | (1) 駅前放置自転車数の推移(東京都調査による) | 4 |
| | (2) 放置自転車撤去活動・保管業務の流れ | 5 |
| | (3) 撤去・返還・リサイクル・廃棄状況(区データ) | 6 |
| | (4) 自転車等駐車場及び置場整備状況(収容台数)の推移 | 7 |
| | (5) 撤去自転車等保管所整備状況(収容台数)の推移 | 8 |
| 3 | 放置自転車等対策関係経費と財源内訳(建設費等を含む) | 9 |
| 4 | 放置自転車等対策に伴う歳入、及び歳入歳出比較(建設費等を除く) | 11 |
| 5 | 交通機関利用状況アンケート調査 | 13 |
| | (保管所・駐車場でのアンケート) | |
| 6 | 目白駅周辺自転車放置状況 | 14 |

1 放置自転車を取り巻く業務について



平成 13 年度実績 1,193台 400台
(内訳：ムコーバ603台、草の根事業590台)

豊島区の自転車関係施設位置図



平成 14 年 4 月現在

凡例

- 有料自転車駐車場
- 登録制自転車置場
- 無料自転車置場
- 自転車等保管所
- 鉄道事業者設置自転車駐車場
- 放置禁止区域

駐 車 場 等 施 設 一 覧 表

有料自転車駐車場 H14.4.1現在

| 名称(自転車駐車場) | 所在地 | 電話 | 所有 | 面積 | 収容台数 | | 開設年月日 | 備考 | 許可関係等 |
|------------|---------------|-----------|----|-----------|-------|-----|----------|-------------------|--------------------------------|
| | | | | | 自転車 | バイク | | | |
| 1 池袋駅北 | 池袋1-4-20 | 3590-3838 | 区 | 574.61 | 651 | 17 | S63.4.1 | 池袋大橋下・占用許可(都) | |
| 2 池袋駅西 | 西池袋3-20-1 | 3590-3837 | 区 | 2,484.11 | 1,913 | | S63.4.24 | 区立西池袋公園地下 | 案内板 占用許可 17.3.31 |
| 3 要町駅南 | 要町1-4-11 | 5995-1107 | 民間 | 330.83 | 300 | | H3.1.15 | ササシ要町ビル地下 | 案内板 占用許可 17.3.31 |
| 4 千川駅南 | 要町3-9-16 | 3955-4440 | 民間 | 196.10 | 220 | | H3.7.1 | あやのビル1階 | 案内板 占用許可 17.3.31 |
| 5 要町駅北 | 要町1-10-8 | 要町南管理 | 民間 | 213.48 | 200 | 10 | H3.8.1 | 屋根あり | |
| 6 千川駅北第1 | 要町3-44-8 | 3972-4220 | 民間 | 586.96 | 550 | 20 | H4.7.29 | 屋根あり(H13.7.1名称変更) | |
| 7 目白駅西 | 目白3-4-3 | 目白東管理 | 民間 | 240.80 | 160 | | H5.1.18 | 民間ビル1 2階部分 | |
| 8 千川駅西 | 要町3-22-11 | 千川北1管理 | 民間 | 229.94 | 200 | | H5.2.1 | 旧要湯後 | |
| 9 駒込駅北 | 駒込2-2-2 | 5974-4469 | 区 | 977.10 | 850 | 11 | H9.8.1 | 染井吉野桜公園地下 | 案内板 占用許可 17.3.31 |
| 10 南長崎 | 南長崎4-13-5 | 3953-0795 | 区 | 257.25 | 270 | 10 | H10.1.4 | 長崎中学テニスコート下 | 案内板 占用許可17.3.31教育財産使用許可19.3.31 |
| 11 池袋駅東 | 東池袋1-50 | 5951-5751 | 区 | 859.61 | 550 | | H12.4.1 | 池袋駅前公園地下 | |
| 12 西巢鴨駅 | 西巢鴨3-26-1-213 | 3918-5778 | 区 | 388.06 | 300 | | H12.7.1 | 朝日メトロステージ西巢鴨2F | |
| 13 巢鴨駅南 | 巢鴨1-13 | 巢鴨北管理 | 公社 | 198.57 | 130 | 20 | H13.4.1 | 屋根なし | |
| 14 巢鴨駅北 | 巢鴨2-7-11 | 3576-0165 | 区 | 450.43 | 1,216 | 20 | H13.4.1 | 立体機械式 | |
| 15 千川駅北第2 | 要町3-55 | 千川北1管理 | 都 | 373.02 | 290 | 10 | H13.7.1 | 千川上水敷地 | |
| 16 巢鴨駅第3 | 巢鴨2 9 | 巢鴨北管理 | 都 | 146.40 | 110 | 10 | H13.10.1 | 都バス車庫の一部 | 使用許可 16.9.30 |
| 17 目白駅東 | 目白1-4-1 | 3986-5681 | 区 | 1,269.25 | 800 | | H14.4.1 | | |
| 18 目白駅北 | 目白3-16 | 目白東管理 | 区 | 467.29 | 400 | 20 | H14.4.1 | | |
| | | | 計 | 10,243.81 | 9,110 | 148 | | | |

登録制自転車置場

| | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|-------|-----|--|-----|----|----------|------------|--|
| 1 池袋駅東口グリーン大通り | 東池袋1～南池袋2 | 池袋東受付 | 道路上 | | 600 | 50 | H13.10.1 | グリーン大通り歩道上 | |
|----------------|-----------|-------|-----|--|-----|----|----------|------------|--|

無料自転車置場

| 名称 | 所在地 | 電話 | 所有 | 面積 | 収容台数 | | 開設年月日 | 備考 | 許可関係等 |
|-------------|----------|----|-----|----------|-------|-----|-----------|----------|-----------------|
| | | | | | 自転車 | バイク | | | |
| 1 大塚駅北口第1置場 | 北大塚2-6 | | 区 | 153.12 | 153 | | S59.9.17 | 桜並木 | |
| 2 大塚駅北口第2置場 | 北大塚2-26 | | 区 | 164.00 | 164 | | S57.3.10 | 都電脇 | |
| 3 大塚駅北口第3置場 | 北大塚2-3 | | 区 | 96.90 | 97 | | S58.4.1 | 空蟬橋 | |
| 4 大塚駅北口第5置場 | 北大塚2-26 | | 民間 | 208.00 | 208 | | H6.10.1 | 大東京信用組合先 | 土地賃貸借契約 11.9.30 |
| 5 池袋駅東口第2置場 | 東池袋1-49 | | 都 | 91.40 | 91 | | S60.12.20 | 池袋大橋下 | |
| 6 椎名町北口第1置場 | 西池袋4-39 | | 区 | 93.01 | 93 | | S59.8.15 | 北口環6脇 | |
| 7 北池袋置場 | 上池袋4-29 | | 都 | 122.00 | 122 | | S56.7.1 | 上池袋保管所隣り | 使用許可 11.9.30 |
| 8 下板橋置場 | 池袋本町3-25 | | 都 | 261.00 | 261 | | S58.4.1 | 谷端川 | 使用許可 15.3.31 |
| 9 東池袋置場 | 南池袋2-49 | | 首都高 | 308.00 | 350 | | S60.10.1 | 首都高速下 | 占用許可 13.3.31 |
| | | | 計 | 1,497.43 | 1,539 | 0 | | | |

自転車等保管所

| 名称 | 所在地 | 電話 | 所有 | 面積 | 収容台数 | | 開設年月日 | 備考 | 許可関係等 |
|---------------|-----------|-----------|------|----------|-------|-----|----------|------------------|--------------|
| | | | | | 自転車 | バイク | | | |
| 1 上池袋保管所 | 上池袋4-29 | 3916-4306 | 都 | 383.00 | 420 | | S63.4.1 | 道路予定地 | 使用許可 11.9.30 |
| 2 南長崎保管所 | 南長崎5-3 | 3953-3532 | 区 | 575.12 | 500 | | S63.11.1 | 1998/6/20交通局より返還 | |
| 3 北池袋保管所 | 池袋本町4-50 | 3590-0544 | 区 | 580.44 | 500 | | H2.9.1 | | |
| 4 池袋駅西駐車場内保管所 | 西池袋3-20-1 | 3590-3837 | 区 | 265.63 | 300 | | H3.5.10 | | |
| 5 富士見橋下保管所 | 池袋本町1-1 | 3980-5849 | 国・区 | 573.35 | 500 | | H4.7.29 | | 使用許可 14.3.31 |
| 6 池袋3丁目保管所 | 池袋3-58 | 5951-2661 | 区 | 1,267.00 | 850 | | H9.8.4 | 青年館用地 | |
| 7 東池袋5丁目保管所 | 東池袋5-44 | 3987-7220 | 区 | 708.96 | 500 | | H12.5.1 | 児童館用地 | |
| 8 千早4丁目保管所 | 千早4-7 | 3530-8301 | 区・教委 | 1,200.00 | 1,000 | | H13.3.11 | 十中第2グラウンド | 使用許可 18.3.31 |
| | | | 計 | 5,553.50 | 4,570 | 0 | | | |

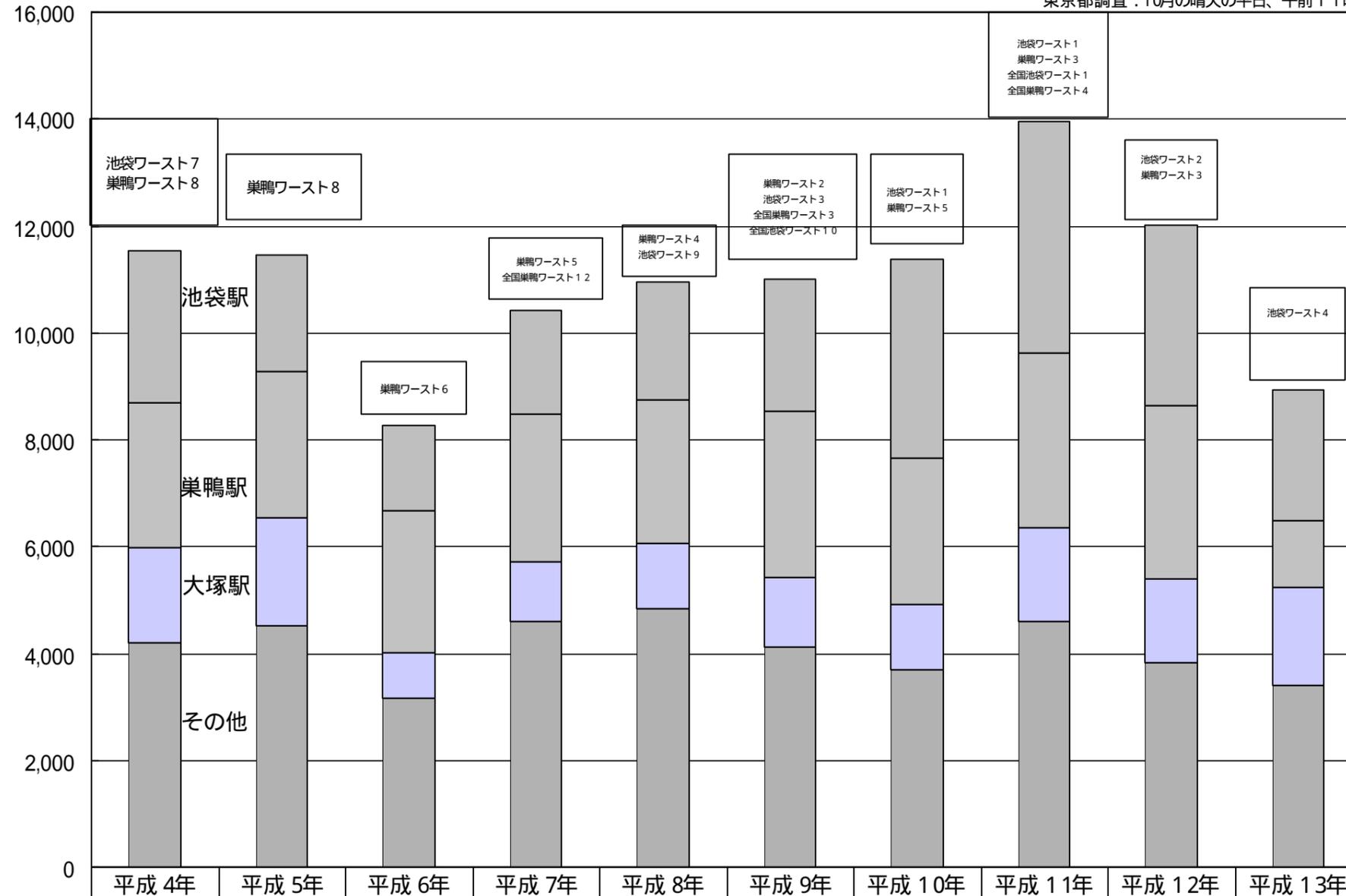
鉄道事業者設置自転車駐車場

| 名称 | 所在地 | 電話 | 所有 | 面積 | 収容台数 | | 開設年月日 | 備考 | 許可関係等 |
|--------------|---------|----|------|----------|------|-----|----------|----|-------|
| | | | | | 自転車 | バイク | | | |
| 1 東長崎南口駐輪場 | 南長崎5 33 | | 西武鉄道 | 171.08 | 150 | 1 | S63.11.1 | | |
| 2 東長崎レンタサイクル | 南長崎5 33 | | 西武鉄道 | 610.46 | 350 | | S63.11.1 | | |
| 3 東長崎北口第1 | 長崎4 6 | | 西武鉄道 | 119.52 | 100 | | S63.12.1 | | |
| 4 東長崎北口第2 | 長崎5 1 | | 西武鉄道 | 260.00 | 160 | | H1.6.1 | | |
| 5 椎名町南口駐輪場 | 南長崎1 25 | | 西武鉄道 | 320.00 | 200 | | H3.4.25 | | |
| | | | 計 | 1,481.06 | 960 | 1 | | | |

2 - (1)過去10年の豊島区内駅前放置自転車数の推移

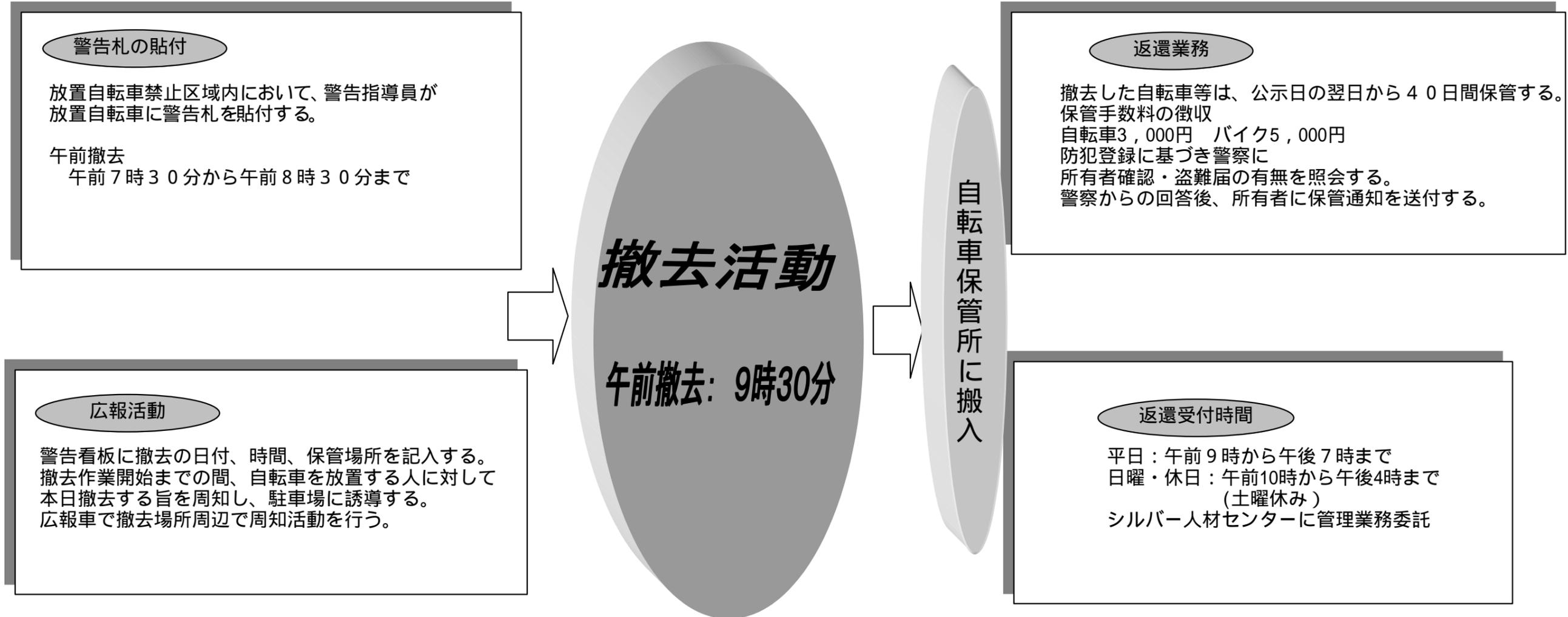
台

東京都調査：10月の晴天の平日、午前11時



| 放置自転車数 | 平成 4年 | 平成 5年 | 平成 6年 | 平成 7年 | 平成 8年 | 平成 9年 | 平成 10年 | 平成 11年 | 平成 12年 | 平成 13年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 池袋駅 | 2,843 | 2,184 | 1,580 | 1,939 | 2,202 | 2,493 | 3,712 | 4,326 | 3,359 | 2,435 |
| 巣鴨駅 | 2,712 | 2,744 | 2,673 | 2,772 | 2,686 | 3,100 | 2,733 | 3,272 | 3,249 | 1,249 |
| 大塚駅 | 1,796 | 2,022 | 834 | 1,119 | 1,233 | 1,300 | 1,245 | 1,751 | 1,579 | 1,844 |
| その他 | 4,191 | 4,512 | 3,172 | 4,599 | 4,828 | 4,122 | 3,684 | 4,605 | 3,815 | 3,393 |

2-(2) 放置自転車撤去活動 保管業務の流れ



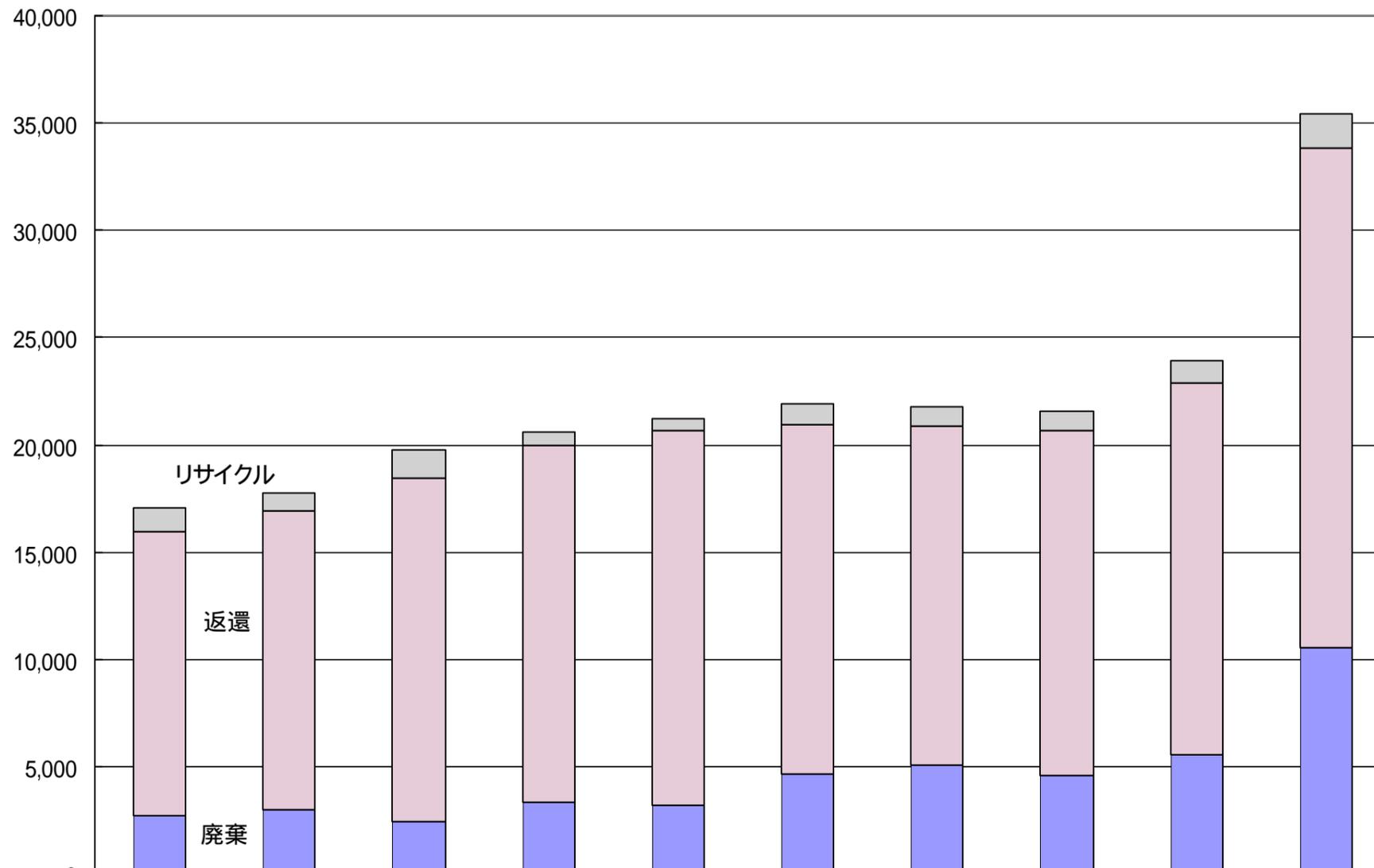
* 撤去活動の従事者 区:11人 委託業者:15人
撤去に使用する車両:10台(区:4台 委託業者:6台)

| 撤去パターン | |
|--------|-------------------------|
| 毎日撤去 | 東長崎、要町、千川、駒込 |
| 週2回撤去 | 池袋東口、池袋西口、巣鴨、目白、椎名町、南長崎 |
| 週1回撤去 | 西巣鴨 |
| 午後撤去 | 月1~2回 池袋東口 |

| 置場整理状況(毎日整理) | |
|------------------|---------------------------|
| 置場整理 | 池袋駅東口グリーン大通り、下板橋、東池袋、池袋東口 |
| 置場・道路上整理 | 大塚、北池袋、椎名町 |
| 大塚駅周辺クリーン作戦(月1回) | |

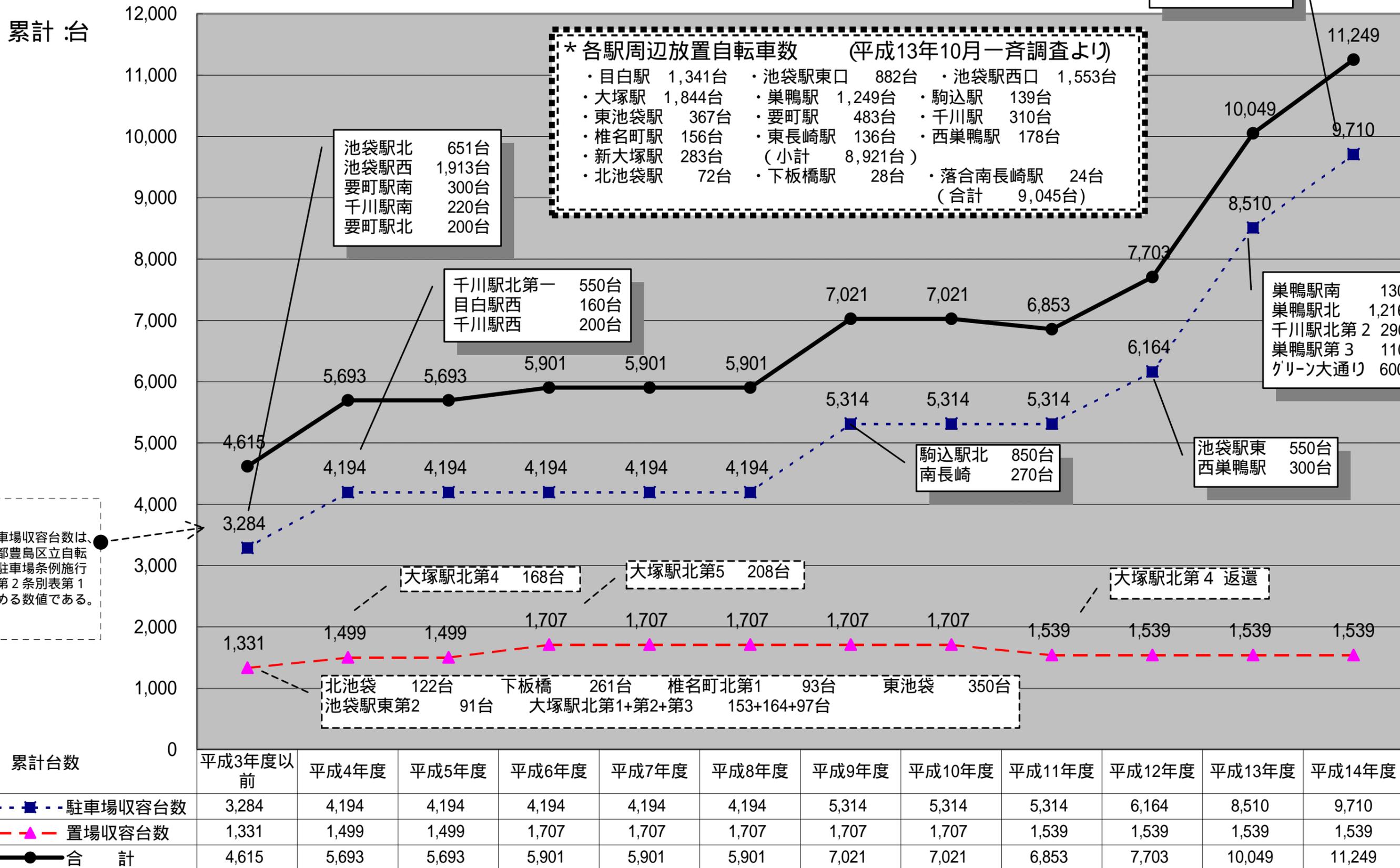
2-(3) 過去10年間の撤去・返還・リサイクル・廃棄状況

撤去台数



| | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 撤去台数 | 17,086 | 17,713 | 19,775 | 20,596 | 21,243 | 21,908 | 21,782 | 21,557 | 23,935 | 35,412 |
| □ リサイクル台数 | 1,164 | 783 | 1,361 | 635 | 610 | 992 | 882 | 910 | 1,090 | 1,593 |
| □ 返還台数 | 13,246 | 13,940 | 15,962 | 16,640 | 17,418 | 16,285 | 15,814 | 16,098 | 17,307 | 23,286 |
| ■ 廃棄台数 | 2,676 | 2,990 | 2,452 | 3,321 | 3,215 | 4,631 | 5,086 | 4,549 | 5,538 | 10,533 |

2 - (4) 駐車場及び置場整備状況 (収容台数)の推移

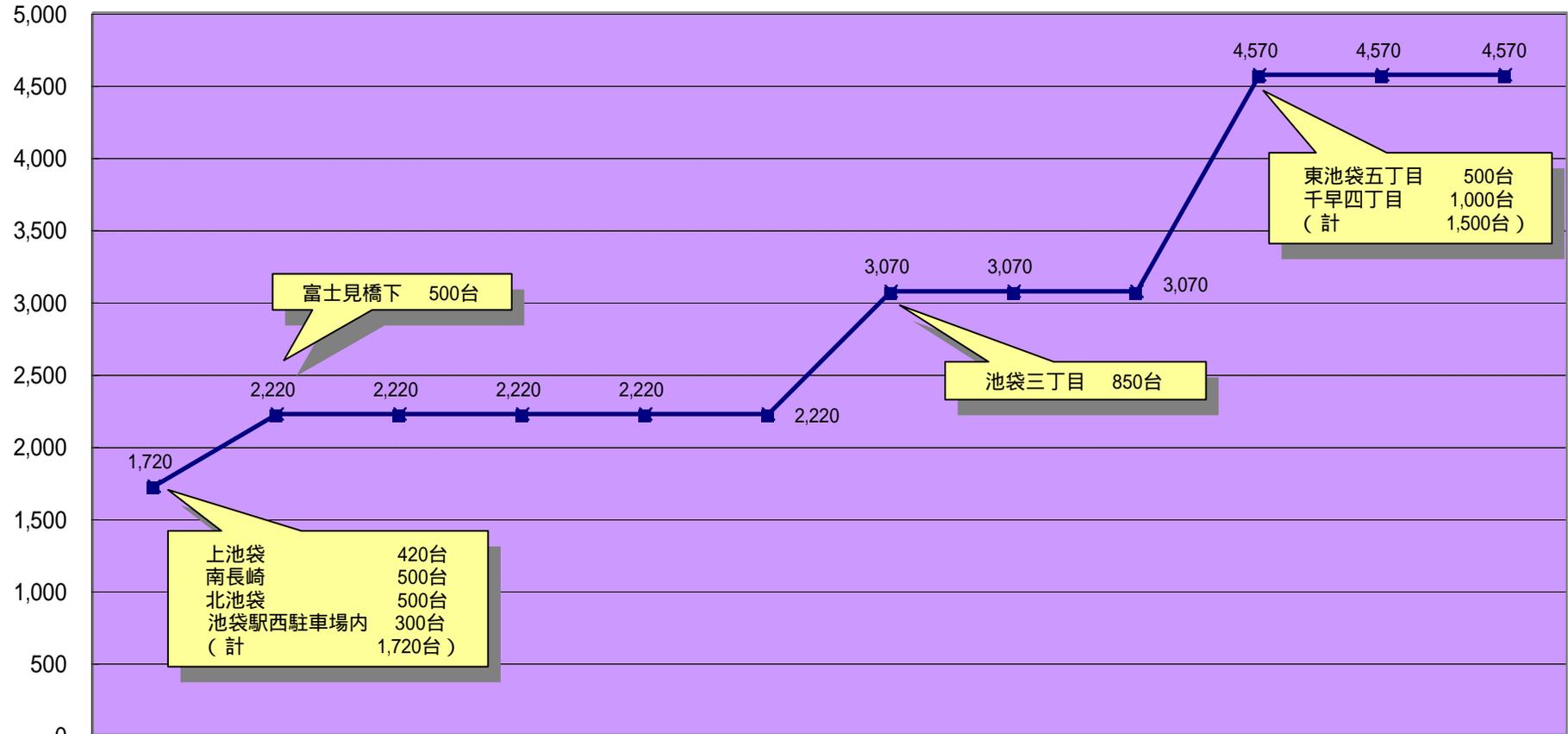


* 駐車場収容台数は、東京都豊島区立自転車等駐車場条例施行規則第2条別表第1に定める数値である。

* 平成3～7年度 「新公共施設整備中期計画」：駐車場建設計画事業量 1,720台
 * 平成9～18年度 「豊島区基本計画」：駐車場の未整備な駅周辺には、計画的に駐車場を整備する。 新駅設置や駅施設の改造等に対して、鉄道事業者による駐車場の整備等を要請する。

2 - (5) 撤去自転車等保管所整備状況 (収容台数)の推移

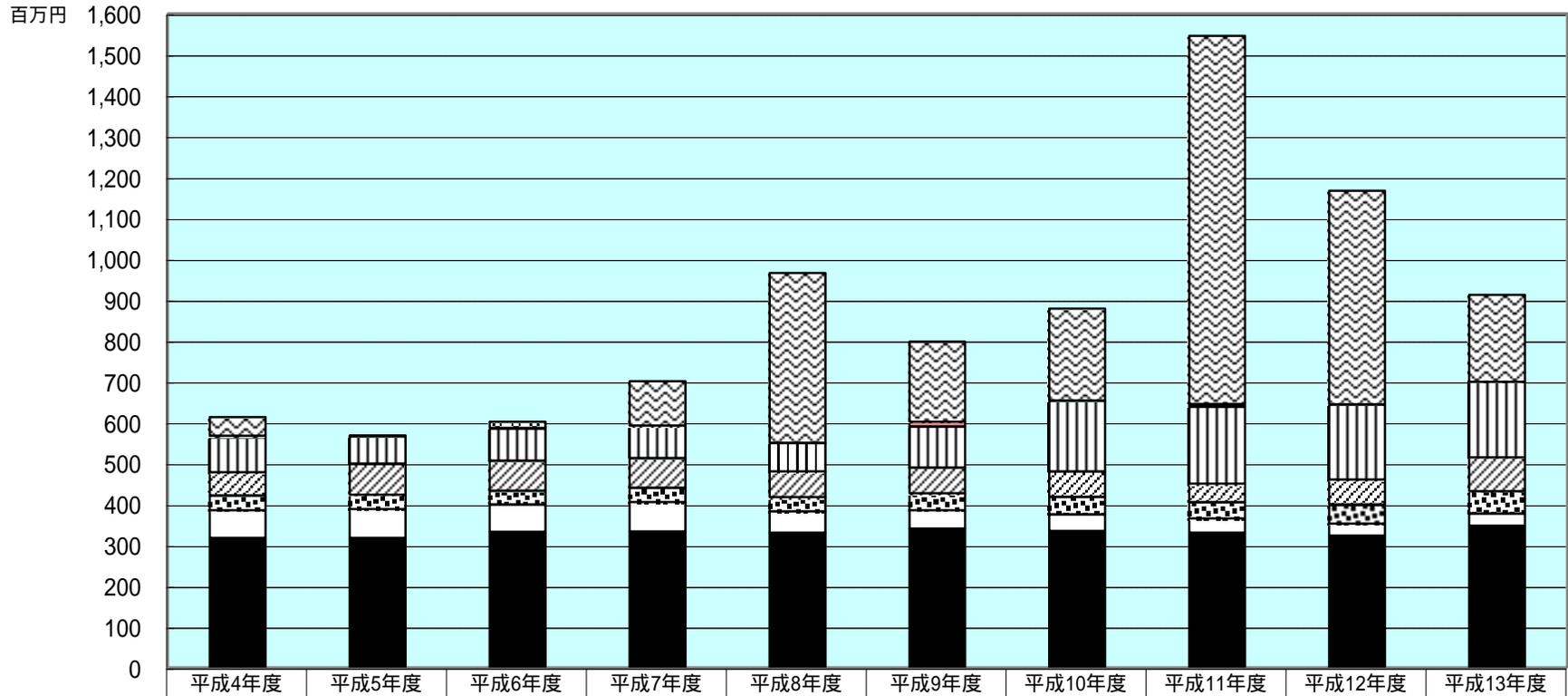
累計 台



| 年度 | 平成3年度以前 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保管所収容台数 | 1,720 | 2,220 | 2,220 | 2,220 | 2,220 | 2,220 | 3,070 | 3,070 | 3,070 | 4,570 | 4,570 | 4,570 |

■ 保管所収容台数

3-1 放置自転車等対策関係経費 (建設費等含む)



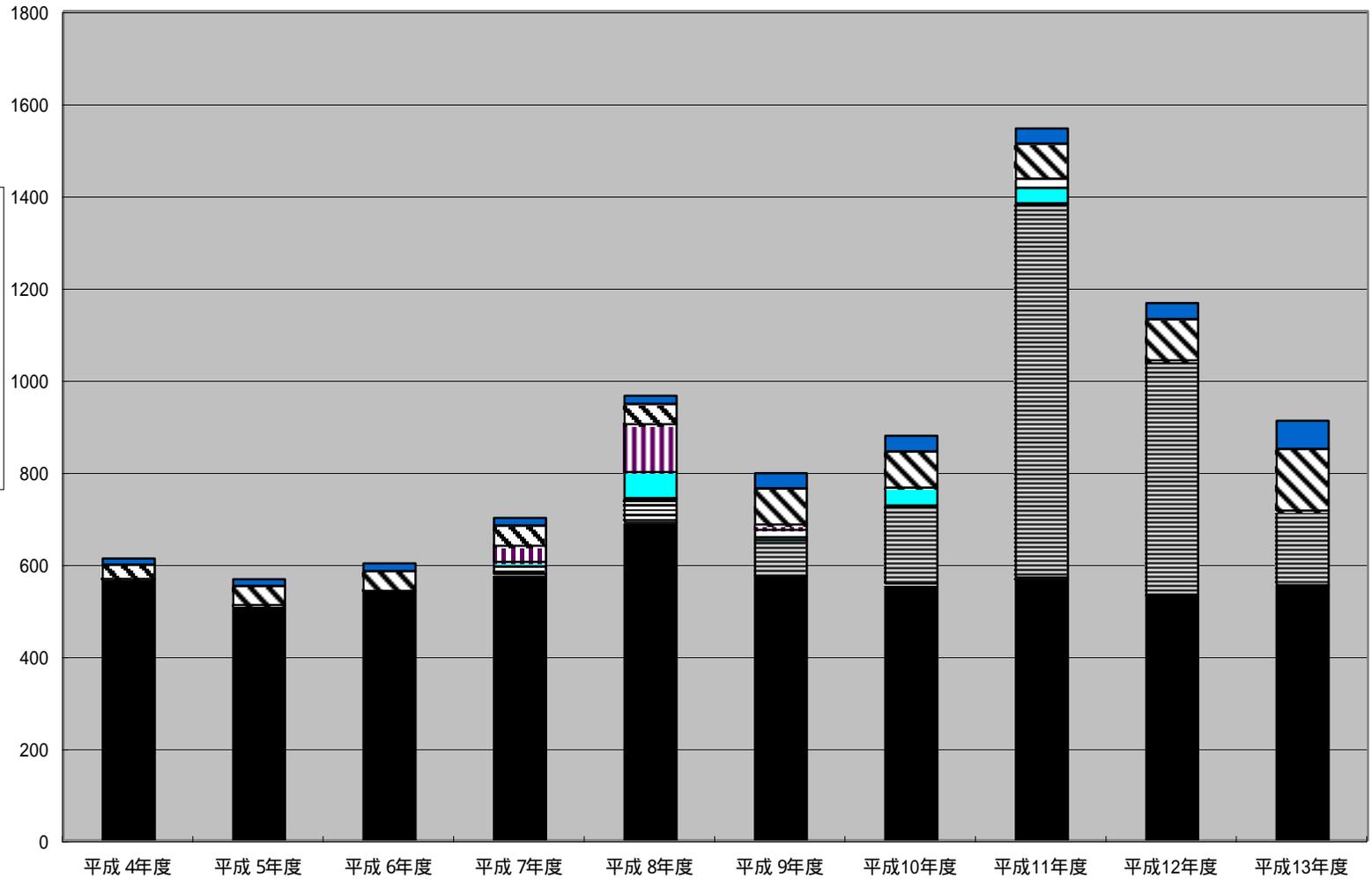
| | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 放置自転車等対策関係経費 | 612 | 567 | 601 | 700 | 965 | 797 | 878 | 1,545 | 1,166 | 911 |
| 駐車場及び置場建設経費 | 46 | 2 | 16 | 109 | 416 | 197 | 226 | 901 | 523 | 213 |
| 保管所建設経費 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 11 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 人件費 | 86 | 67 | 79 | 79 | 70 | 101 | 173 | 188 | 184 | 185 |
| 放置自転車等対策経費 | 57 | 76 | 73 | 73 | 63 | 63 | 62 | 45 | 61 | 83 |
| 保管所管理運営経費 | 36 | 35 | 34 | 35 | 35 | 41 | 43 | 40 | 47 | 54 |
| 置場管理運営経費 | 68 | 71 | 67 | 72 | 52 | 45 | 41 | 35 | 29 | 30 |
| 駐車場管理運営経費 | 316 | 316 | 331 | 332 | 329 | 339 | 333 | 329 | 322 | 346 |

駐車場管理運営経費
 置場管理運営経費
 保管所管理運営経費

3-2 放置自転車等対策関係経費 (建設費等を含む) の財源内訳

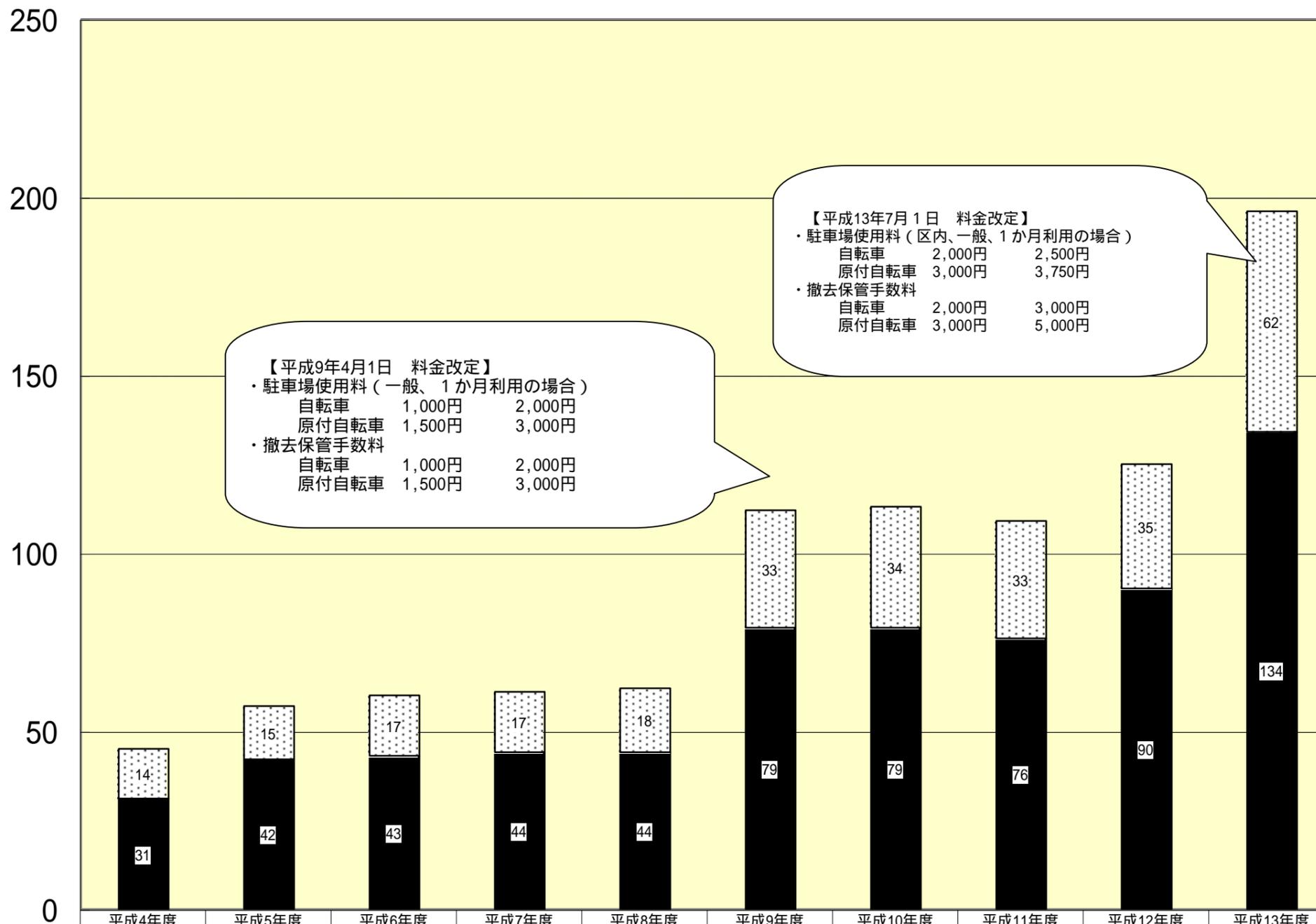
単位 :百万円

- 撤去保管手数料
- ▨ 自転車駐車場使用料
- ▤ 国庫補助金
- 都補助金
- 都市計画交付金
- ▨ 起債
- 一般財源



4-1 放置自転車等対策に伴う歳入額の推移

百万円

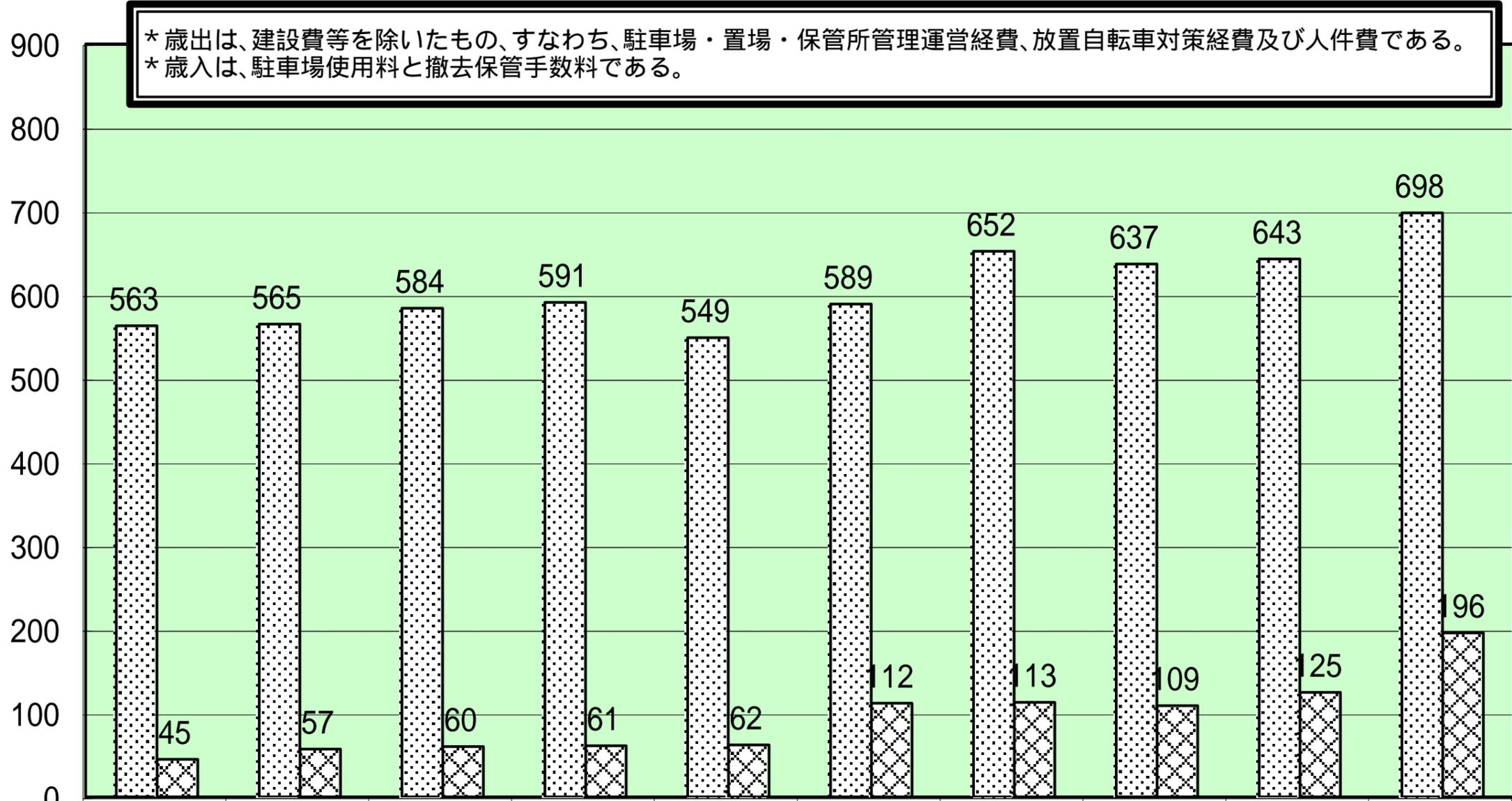


| | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 45 | 57 | 60 | 61 | 62 | 112 | 113 | 109 | 125 | 196 |
| 撤去保管手数料 | 14 | 15 | 17 | 17 | 18 | 33 | 34 | 33 | 35 | 62 |
| 駐車場使用料 | 31 | 42 | 43 | 44 | 44 | 79 | 79 | 76 | 90 | 134 |

■ 駐車場使用料 □ 撤去保管手数料

4-2 放置自転車等対策に伴う歳入・歳出比較

百万円



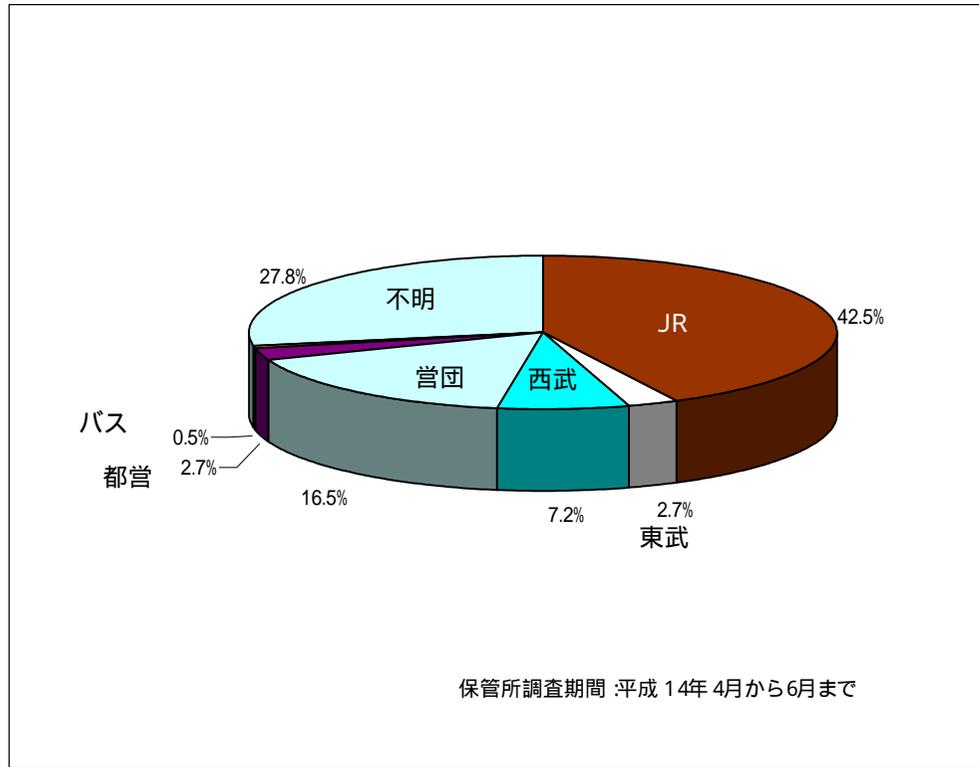
| | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 歳 出 | 563 | 565 | 584 | 591 | 549 | 589 | 652 | 637 | 643 | 698 |
| 歳 入 | 45 | 57 | 60 | 61 | 62 | 112 | 113 | 109 | 125 | 196 |

▨歳 出 ▩歳 入

交通機関利用状況アンケート調査

撤去返還時における交通機関利用状況

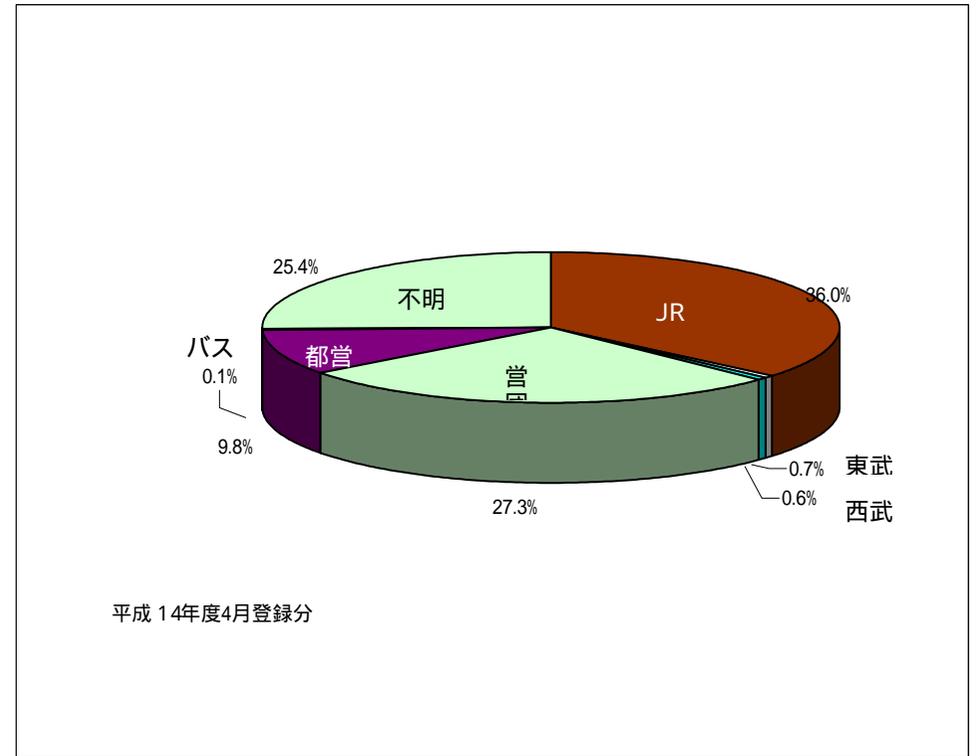
| 交通機関 | 合計 | J R | 東武 | 西武 | 営団 | 都営 | バス | 不明 |
|------|-------|-------|-----|-----|-------|-----|----|-------|
| 調査数 | 6,559 | 2,790 | 179 | 475 | 1,085 | 176 | 30 | 1,824 |



| 返還数 | 調査数 | 回答率 |
|-------|-------|-----|
| 7,572 | 6,559 | 87% |

自転車駐車場定期登録時における交通機関利用状況

| 交通機関 | 合計 | J R | 東武 | 西武 | 営団 | 都営 | バス | 不明 |
|------|-------|-------|----|----|-------|-----|----|-------|
| 調査数 | 4,282 | 1,542 | 30 | 26 | 1,171 | 421 | 6 | 1,086 |



| 利用者数 | 調査数 | 回答率 |
|-------|-------|-----|
| 4,869 | 4,282 | 88% |

自転車保管所申請書によるアンケート集計票

第一部会資料 1 - 1
P13補足資料

1. 利用目的

2. 交通機関

| | 通勤・通学 | | その他 | | JR | | 東武鉄道 | | 西武鉄道 | | 営団地下鉄 | | 都営地下鉄 | | バス | | 不明(無回答) | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---------|-------|
| | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 |
| 上池袋 | 273 | 58.0% | 198 | 42.0% | 90 | 19.1% | 25 | 5.3% | 36 | 7.6% | 43 | 9.1% | 72 | 15.3% | 3 | 0.6% | 202 | 42.9% |
| 南長崎 | 522 | 66.9% | 258 | 33.1% | 19 | 2.4% | 0 | 0.0% | 270 | 34.6% | 322 | 41.3% | 9 | 1.2% | 4 | 0.5% | 156 | 20.0% |
| 北池袋 | 447 | 71.2% | 181 | 28.8% | 445 | 70.9% | 6 | 1.0% | 0 | 0.0% | 18 | 2.9% | 60 | 9.6% | 1 | 0.2% | 98 | 15.6% |
| 池袋駅西 | 64 | 62.7% | 38 | 37.3% | 8 | 7.8% | 4 | 3.9% | 71 | 69.6% | 1 | 1.0% | 1 | 1.0% | 1 | 1.0% | 16 | 15.7% |
| 富士見橋下 | 272 | 70.3% | 115 | 29.7% | 10 | 2.6% | 9 | 2.3% | 9 | 2.3% | 319 | 82.4% | 2 | 0.5% | 4 | 1.0% | 34 | 8.8% |
| 池袋3丁目 | 860 | 67.3% | 417 | 32.7% | 806 | 63.1% | 1 | 0.1% | 9 | 0.7% | 31 | 2.4% | 3 | 0.2% | 2 | 0.2% | 425 | 33.3% |
| 東池袋5丁目 | 402 | 64.2% | 224 | 35.8% | 285 | 45.5% | 28 | 4.5% | 29 | 4.6% | 63 | 10.1% | 5 | 0.8% | 12 | 1.9% | 204 | 32.6% |
| 千早4丁目 | 1524 | 66.6% | 764 | 33.4% | 1127 | 49.3% | 106 | 4.6% | 51 | 2.2% | 288 | 12.6% | 24 | 1.0% | 3 | 0.1% | 689 | 30.1% |
| 合計 | 4364 | 66.5% | 2195 | 33.5% | 2790 | 42.5% | 179 | 2.7% | 475 | 7.2% | 1085 | 16.5% | 176 | 2.7% | 30 | 0.5% | 1824 | 27.8% |

*調査期間 :平成 14年 4月 8日から平成 14年6月 30日

| | |
|-------------|-------|
| 鉄道利用率 | 71.7% |
| 鉄道未利用(バス含む) | 28.3% |

自転車駐車場定期登録申請書によるアンケート集計票

(H.14年度4月登録分)

1. 利用目的

2. 交通機関

| | 通勤・通学 | | その他 | | JR | | 東武鉄道 | | 西武鉄道 | | 営団地下鉄 | | 都営地下鉄 | | バス | | 不明(無回答) | | |
|------|-------|--------|--------|------|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|--------|-------|------|---------|-------|-------|
| | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | サンプル数 | 割合 | |
| 駒込駅 | 238 | 92.2% | 20 | 7.8% | 165 | 64.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 64 | 24.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 29 | 11.2% | |
| 巣鴨駅 | 885 | 98.9% | 10 | 1.1% | 780 | 87.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 115 | 12.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | |
| 西巣鴨駅 | 111 | 94.1% | 7 | 5.9% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 109 | 92.4% | 2 | 1.7% | 7 | 5.9% | |
| 池袋駅 | 池袋駅東 | 204 | 92.3% | 17 | 7.7% | 133 | 60.2% | 18 | 8.1% | 21 | 9.5% | 36 | 16.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 13 | 5.9% |
| | 池袋駅西 | 128 | 69.9% | 55 | 30.1% | 83 | 45.4% | 12 | 6.6% | 4 | 2.2% | 26 | 14.2% | 1 | 0.5% | 3 | 1.6% | 54 | 29.5% |
| | 池袋駅北 | 18 | 100.0% | 0 | 0.0% | 13 | 72.2% | 0 | 0.0% | 1 | 5.6% | 4 | 22.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 池袋駅合計 | 350 | 82.9% | 72 | 17.1% | 229 | 54.3% | 30 | 7.1% | 26 | 6.2% | 66 | 15.6% | 1 | 0.2% | 3 | 0.7% | 67 | 15.9% |
| 目白駅 | 1,272 | 98.9% | 14 | 1.1% | 368 | 28.6% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 918 | 71.4% | |
| 南長崎駅 | 196 | 100.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 196 | 100.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | |
| 千川駅 | 759 | 92.6% | 61 | 7.4% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 765 | 93.3% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 55 | 6.7% | |
| 要町駅 | 271 | 94.4% | 16 | 5.6% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 276 | 96.2% | 0 | 0.0% | 1 | 0.3% | 10 | 3.5% | |
| 合計 | 4,082 | 95.3% | 200 | 4.7% | 1,542 | 36.0% | 30 | 0.7% | 26 | 0.6% | 1,171 | 27.3% | 421 | 9.8% | 6 | 0.1% | 1,086 | 25.4% | |

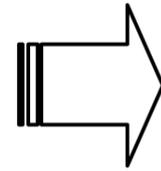
| | |
|-------------|-------|
| 鉄道利用率 | 74.5% |
| 鉄道未利用(バス含む) | 25.5% |

目白駅周辺自転車放置状況

自転車駐車場開設前 (H14.1.15)



目白駅周辺放置自転車台数
1,341台
(平成13年10月一斉調査より)



自転車駐車場開設後 (H14.4.8)



平成14年4月1日開設
目白駅東自転車駐車場 収容台数 800台
目白駅北自転車駐車場 収容台数 400台
*現在、週2日の撤去活動継続中

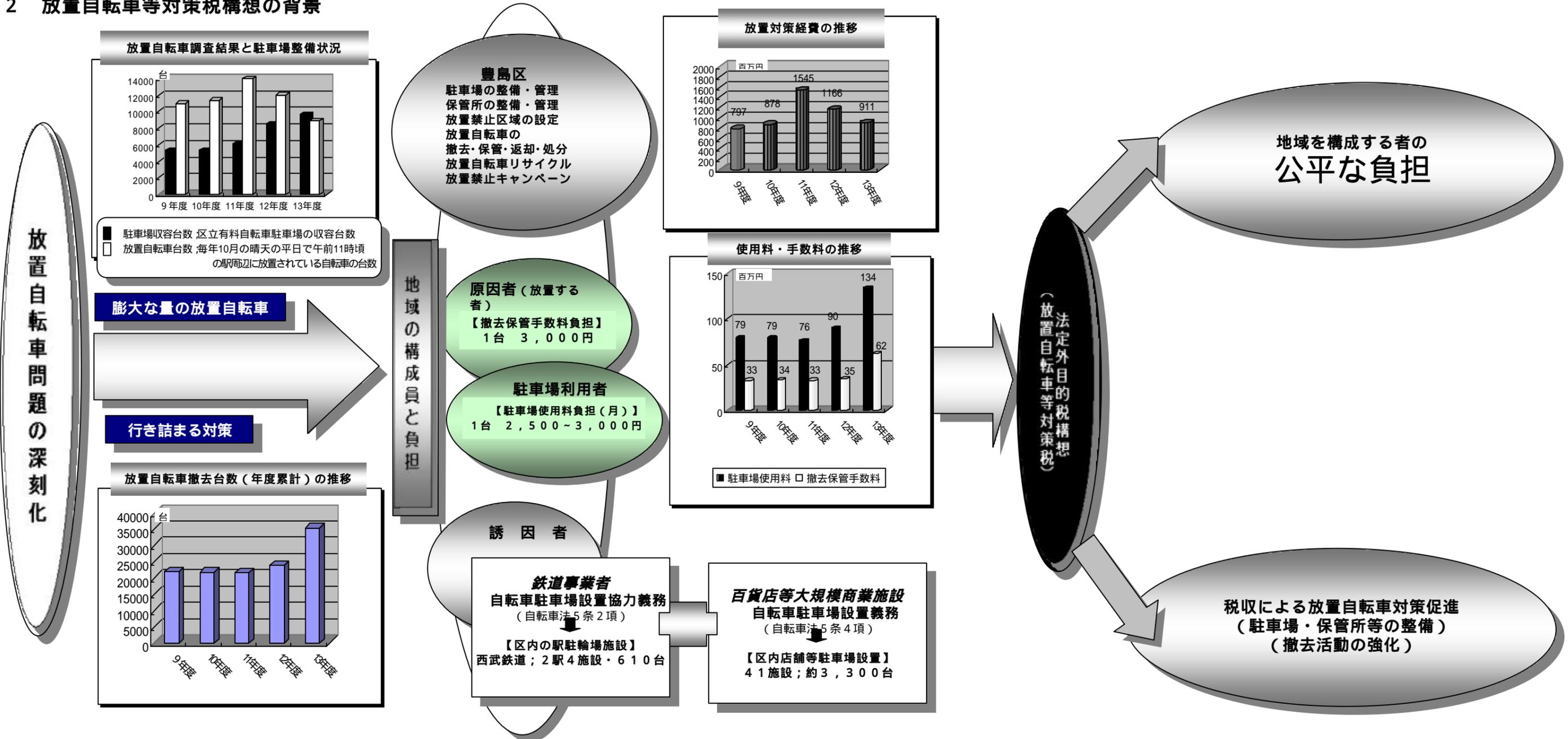
1 放置自転車等対策税（仮称）の考え方

| | |
|-------|--|
| 目的 | 放置の行為者及び放置の誘因となりながらも十分な施設整備にいたっていない鉄道事業者、ならびに放置自転車による事故等の危険から区民を守る行政が、放置自転車等の解消に要する負担を撤去保管手数料及び税により適正化していくことにある。 |
| 税収の用途 | 放置自転車等の撤去、保管経費のほか、放置を抑制するための施設整備経費等に充てる。 |
| 課税対象 | 放置されている自転車のうち駅周辺の健全な利用を妨げるため、撤去を必要としたもの及び自転車駐輪場を利用した自転車を対象とする。 |
| 納税義務者 | 鉄道事業者 |

| | |
|----------|---|
| 課税標準及び税率 | 条例により撤去した放置自転車等を課税標準とし、1台あたり3,000円 |
| 税収見込み額 | <ul style="list-style-type: none"> 放置自転車等に着目した課税分・・・73,000千円 [1台3,000円×撤去台数(平成12年度 24,224台)]原付含む 駐輪場利用自転車に着目した課税分・・・140,000千円 [1台3,000円×定期利用登録者数(平成13年8月 3,877人)×12月] |
| 非課税事項等 | 放置自転車等対策への寄与の割合により減免 |
| 課税期間 | 5年間 |

これらは、構想段階で設定したものであり、以上の考え方の適否も含めて議論の対象とする。

2 放置自転車等対策税構想の背景



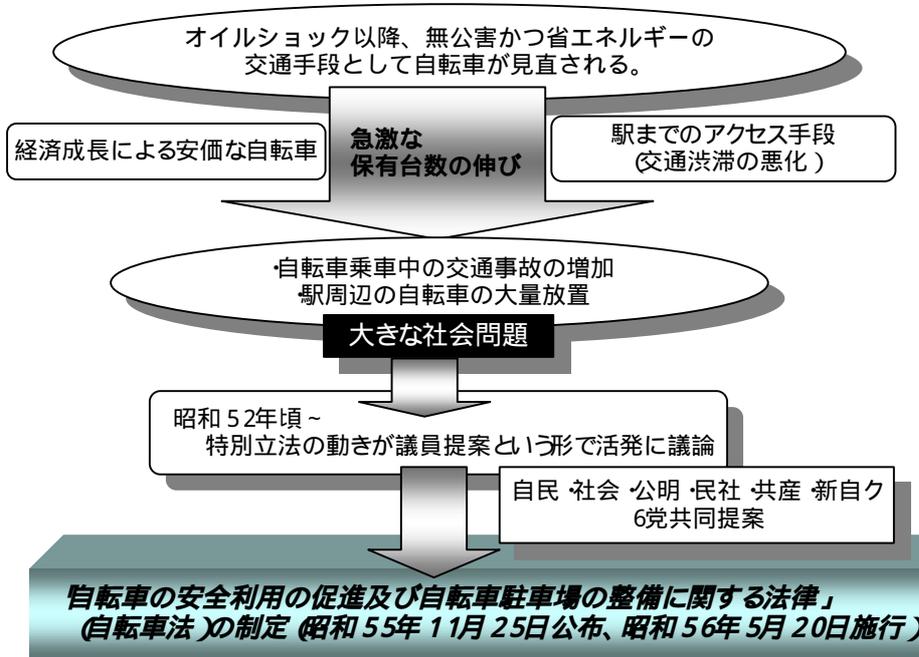
「改正自転車法」について

(自転車の安全利用の促進及び自転車等の
駐車対策の総合的推進に関する法律)

| | |
|------------------------|----|
| 自転車法」制定の経緯および改正の背景について | 1頁 |
| 改正自転車法」のあらまし | 2頁 |
| 改正自転車法 (平成 5年)」全文 | 3頁 |

「自転車法」制定の経緯および改正の背景について

1. 法制定 (昭和55年) に至る背景



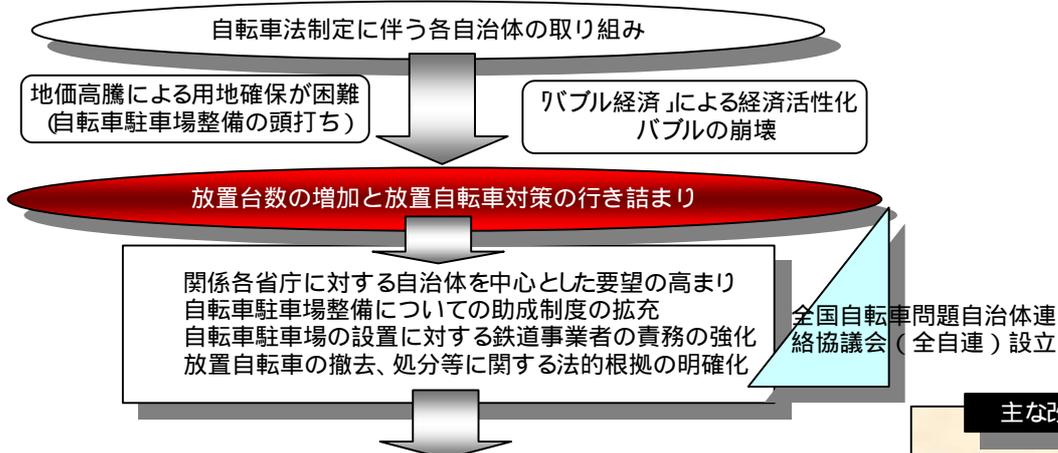
自転車法の性格

当時実施されていた自転車関係施策のうち、法制化に適する事項を包括的に網羅したものである。
 既存の法律制度に関する特例や特別措置を設けるというよりも、関係行財政措置を総合的に運用していくための基本的な方向付けを与えるものである。

自転車法の概要

道路整備・交通規制方法等による交通環境の整備
 公共自転車駐車場整備、大規模商業施設等の自転車駐車場設置義務、放置自転車の整理・撤去等
 交通安全教育の充実と自転車利用者の責務
 自転車製造販売の品質基準、製造・小売業者の責務等
 自転車駐車場整備の国庫補助と地方債への配慮、民間自転車駐車場への資金斡旋等
 安全利用促進と自転車駐車場整備の関連措置

2. 自転車法の改正 (平成5年)



主な改正点

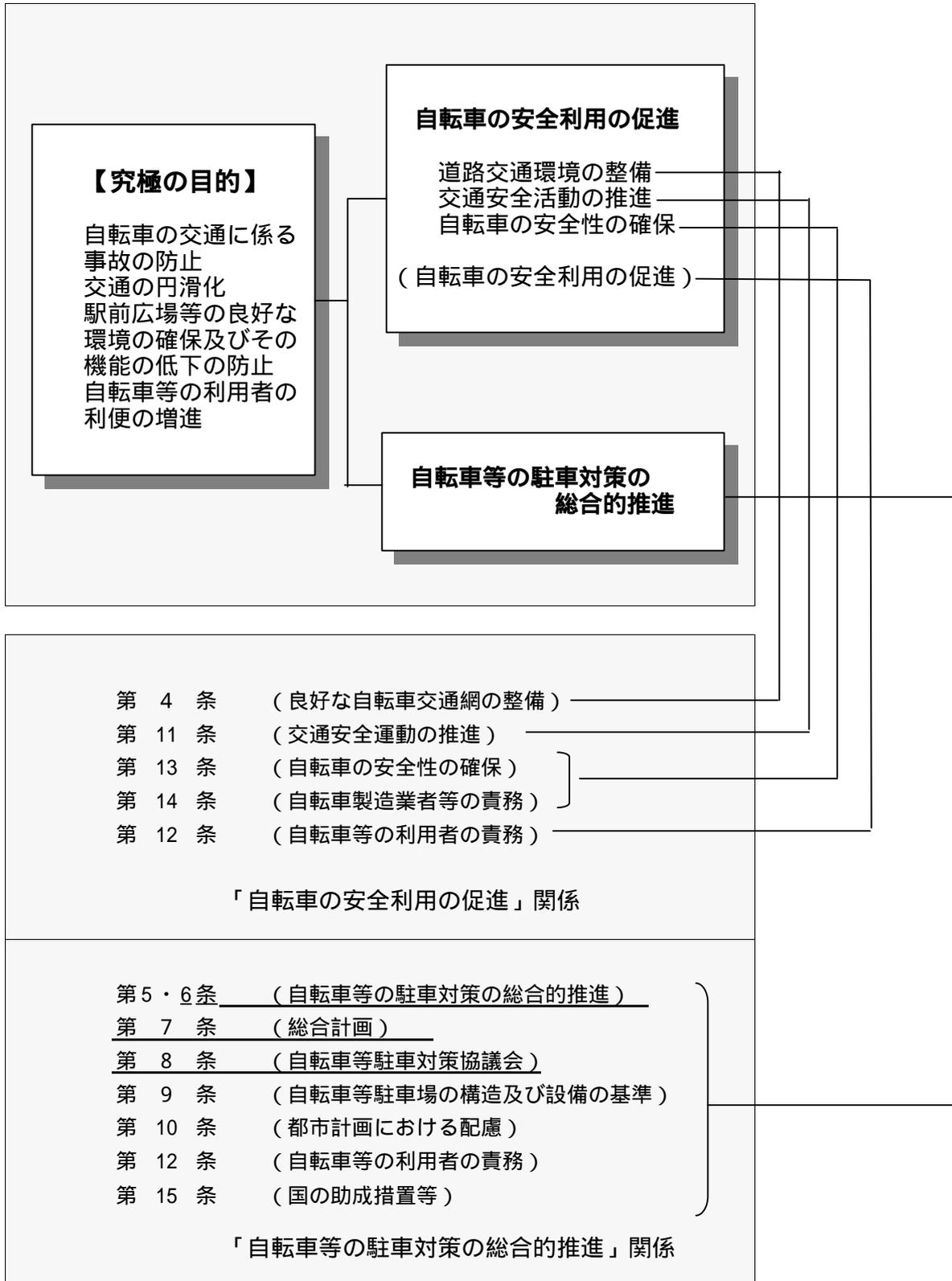
鉄道事業者の責務 (自転車駐車場設置協力義務)
 区市町村長による放置自転車等の保管、処分等の措置規定の条理化
 区市町村による協議会設置と総合計画の策定
 原動機付自転車を同等の扱いとすること
 自転車利用者による防犯登録の義務化

総務庁 (当時) による「自転車基本問題研究会」の発足
 鉄道事業者の役割と責任の強化
 放置自転車対策推進計画の策定及び放置自転車対策協議会の設置
 放置自転車の撤去、処分等の法制化
 などが検討され、自転車法改正への認識が急速に広まっていった。

第128回国会において、平成5年12月15日参議院本会議で全賛可決、成立し、改正自転車法」として12月22日に公布、平成6年6月20日から公布された。

「改正自転車法」のあらまし

(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律)



下線部は平成 5 年の法改正で追加された条項

(参照 要説 改正自転車法 自転車法制研究会編著より)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

二 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。

三 自転車等の駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

四 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路および一般交通の用に供するその他の場所をいう、

五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するための必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用が増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

(総合計画)

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当っては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体と

なる者を除く。)と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

(自転車等駐車対策協議会)

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前二項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前二項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附則 この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

豊島区自転車等の放置防止に関する条例について

1. 制定目的

駅周辺の道路等における自転車等の放置を防止することにより、公共の場所における区民等の通行の障害を除去するとともに、災害・救急時における緊急活動、避難行動の場を確保し、もって快適で安全な生活環境を実現し、その維持に寄与することを目的として制定。

2. 条例の内容

(1) 責務に関する規定

【区の責務】

自転車等の放置防止に関する石域の啓発、駐車施設の設置、その他必要な施策の実施に努めなければならない。

【区民の責務】

区の実施する自転車等の放置防止施策に協力しなければならない。

【自転車等利用者の責務】

公共の場所において自転車等を放置することのないよう努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。
利用する自転車に、改正自転車法による防犯登録を受けなければならない。

【鉄道事業者の責務】

鉄道の利用者の利便に供するため、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

【施設の設置者等の責務】

公共施設、商業施設、娯楽施設等の設置・管理者は、自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

【自転車等の小売業者の責務】

防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(2) 自転車等の放置防止に関する規定

【規定項目】

放置禁止区域の指定・変更・解除
放置禁止区域内の放置禁止と放置自転車等の撤去
放置禁止区域外の放置自転車等の措置（指導、警告、撤去）
撤去自転車等の措置（保管方法、引取通知、廃棄処分）
撤去・保管手数料の徴収

(3) 自転車駐車場の付置義務に関する規定

商業施設・娯楽施設等の新築・増築時における自転車駐車場の付置義務を規定

【規定項目】

区域の指定（商業施設、近隣商業地域）
新築の場合の自転車駐車場設置（施設の用途・規模、駐輪場の規模）
増築の場合の自転車駐車場の規模
自転車駐車場の構造
自転車駐車場の設置の届出、管理
施設への立ち入り検査・違反者への措置命令と公表

3. 関連条例等

豊島区立自転車等駐車場条例；区立自転車等駐車場の設置・管理について規定

東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例

昭和六十二年十月十四日

条例第三十八号

目次

- 第一章 総則(第一条 第八条)
- 第二章 自転車等の放置防止(第九条 第十四条)
- 第三章 自転車駐車場の附置義務(第十五条 第二十六条)
- 第四章 雑則(第二十七条・第二十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、駅周辺の道路等における自転車等の放置を防止することにより、公共の場所における区民等の通行の障害を除去するとともに、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動の場を確保し、もって快適で安全な生活環境を実現し、その維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車等 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等の駐車施設以外の場所をいう。
- 三 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

(平八条例四〇・一部改正)

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関する意識の啓発、自転車等の駐車施設の設置その他必要な施策の実施に努めなければならない。

(区民の責務)

第四条 区民は、自転車等の放置の防止について、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第五条 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、公共の場所において自転車等を放置することのないよう努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。
2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号。以下「法」という。)第十二条第三項の規定による防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(平八条例四〇・一部改正)

(鉄道事業者の責務)

第六条 鉄道事業者は、鉄道の利用者の利便に供するため、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第七条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等の小売業者の責務)

第八条 自転車等の小売を業とする者は、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

第二章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定等)

第九条 区長は、自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置が著しく、通行の障害が恒常的であり、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動がなし得ないと認められる場所を自転車等の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。
- 3 前二項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区長は、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 区長は、放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

(自転車等の放置禁止)

第十条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)

第十一条 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)

第十二条 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置により、通行の障害が生じ、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動が極めて困難になると認められるときは、当該放置されている自転車等の利用者等に対し、これを放置することのないよう指導するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等に対する措置)

第十三条 区長は、第十一条又は前条第二項の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。

- 2 区長は、自転車等を保管したときは、利用者等を調査し、利用者等の判明したものについては、当該利用者等に対して速やかに引き取るよう通知し、利用者等が判明しないものについては、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 3 区長は、第一項の公示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車等については、法第六条第三項の規定により、当該自転車等を売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。
- 4 区長は、前項の規定により売却した自転車等について、第一項の公示の日から起算して六月以内に当該自転車等の利用者等がその返還を求めてきたときは、その売却代金を返還するものとする。

とする。

(平八条例四〇・一部改正)

(費用の徴収)

第十四条 区長は、第十一条又は第十二条第二項の規定により自転車等を撤去し、第十三条第一項の規定により保管したときは、撤去及び保管に要した費用として別表に定める額を、当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

(平八条例四〇・一部改正)

第三章 自転車駐車場の附置義務

(区域の指定)

第十五条 法第五条第四項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。

(平八条例四〇・一部改正)

(施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

第十六条 指定区域内において、次の表の上欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で、同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の下欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から五十メートル以内に設置しなければならない。

| 施設の用途 | 施設の規模 | 自転車駐車場の規模 |
|----------------------|----------------------|---|
| 遊技場 | 店舗面積が三百平方メートルを超えるもの | 店舗面積十五平方メートル(店舗面積が五千平方メートルを超える部分については、店舗面積三十平方メートル)ごとに一台(一台に満たない端数は切り捨てる。) |
| スーパーマーケットその他の大規模小売店舗 | 店舗面積が四百平方メートルを超えるもの | 店舗面積二十平方メートル(店舗面積が五千平方メートルを超える部分については、店舗面積四十平方メートル)ごとに一台(一台に満たない端数は切り捨てる。) |
| 百貨店 | 店舗面積が千二百平方メートルを超えるもの | 店舗面積六十平方メートル(店舗面積が五千平方メートルを超える部分については、店舗面積百二十平方メートル)ごとに一台(一台に満たない端数は切り捨てる。) |
| 銀行等金融機関 | 店舗面積が五百平方メートルを超えるもの | 店舗面積二十五平方メートル(店舗面積が五千平方メートルを超える部分については、店舗面積五十平方メートル)ごとに一台(一台に満たない端数は切り捨てる。) |

2 前項の表における施設の用途の範囲及び店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)

第十七条 前条第一項の表の上欄に掲げる二以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の下欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が二十台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表の下欄により算定し

た自転車駐車場の規模とみなして同条の規定を適用する。

(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)

第十八条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第二十二條の規定に該当するものを含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなして、第十六条及び前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

一 指定用途に供する施設についての増築で、当該増築後の施設の規模が第十六条第一項の表の中欄に掲げる規模となるもの又は指定用途に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものについての増築

二 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして指定用途ごとに第十六条第一項の表の下欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が二十台以上である場合に係るもの

(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車駐車場の設置)

第十九条 施設が指定区域の内外にわたる場合においては、当該施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第十六条から前条までの規定を適用する。

(自転車駐車場の構造等)

第二十条 第十六条から第十八条までの規定により設置される自転車駐車場の構造は、駐車部分の規模を駐車台数一台につき一平方メートル以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、駐車部分の規模を緩和することができる。

(自転車駐車場の設置の届出)

第二十一条 第十六条から第十八条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用除外)

第二十二条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域において、指定区域となった日から起算して六月以内に施設の増築又は増築の工事に着手した者については、第十六条から第十八条までの規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第二十三条 第九条から第十八条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第二十四条 区長は、第十六条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

(措置命令)

第二十五条 区長は、第十六条から第十八条まで、第二十条又は第二十三条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

(公表)

第二十六条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表しなければならない。

- 一 第二十四条の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は同条の立入検査をしようとした場合において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者が、その求めに応ぜず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げたとき。
- 二 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。

(平一三条例三三・一部改正)

第四章 雑則

(身分証明書の提示)

第二十七条 第十一条及び第十二条第二項の規定により放置自転車等を撤去する職員並びに第二十四条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第二十八条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二年三月三〇日条例第一七号)

- 1 この条例は、平成二年五月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成二年五月一日以後に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成八年一二月二四日条例第四〇号)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第九十七号)附則第三項の国家公安委員会規則で定める種類の自転車に係る防犯登録については、この条例による改正後の東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第十四条及び別表の規定は、平成九年四月一日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年三月二六日条例第三三号)

- 1 この条例は、平成十三年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成十三年七月一日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

別表(第十四条関係)

(平二条例一七・全改、平八条例四〇・平一三条例三三・一部改正)

東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和六十三年三月三十日

規則第十五号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例(昭和六十二年豊島区条例第三十八号。以下「条例」という。)第九条第三項、第十三条第二項、第十六条第二項、第二十一条及び第二十八条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(放置禁止区域の告示及び周知)

第三条 条例第九条第三項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 放置禁止区域の指定、変更又は解除の日及びその範囲
 - 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第九条第四項に規定する周知及び指導は、別記第一号様式による放置禁止区域標識、別記第二号様式による看板、別記第三号様式による路面表示シートその他必要なものを設置して行うものとする。

(平九規則三一・一部改正)

(放置禁止区域外における措置)

第四条 条例第十二条第一項に規定する指導は、別記第四号様式による看板の掲出その他の方法で行うものとする。

- 2 条例第十二条第二項に規定する警告は、撤去する日の七日前までに別記第五号様式による警告札を放置されている自転車等に貼付して行うものとする。

(平九規則三一・一部改正)

(撤去した自転車等に対する措置)

第五条 条例第十三条第一項に規定する公示は、別記第六号様式による看板の掲出により行うものとする。

- 2 区長は、撤去した自転車等を保管したときは、別記第七号様式による保管台帳に必要な事項を記録しなければならない。

(平九規則三一・一部改正)

(利用者等に対する通知及び告示)

第六条 条例第十三条第二項に規定する通知は、別記第八号様式による撤去自転車等保管通知書により行うものとする。

- 2 条例第十三条第二項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 撤去年月日
- 二 撤去した場所
- 三 自転車等の車種、色及び車体番号
- 四 保管場所及び保管期間
- 五 連絡先

- 3 条例第十三条第三項に規定する相当の期間は、同条第一項の規定による公示をした日の翌日から起算して四十日とする。

(平九規則三一・平一三規則四七・一部改正)

(撤去した自転車等又は売却代金の返還)

第七条 撤去した自転車等又はその売却代金の返還を受けようとする者は、別記第九号様式による撤去自転車等返還申請書・受領書又は別記第十号様式による撤去自転車等売却代金返還申請書・受領書を区長に提出するとともに、条例第十四条に規定する撤去及び保管に要した費用を納付しなければならない。

(平九規則三一・全改)

(施設の用途の範囲)

第八条 条例第十六条第二項に規定する施設の用途の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第七号及び第八号に規定する設備を設けて客に遊技をさせる施設をいう。
- 二 スーパーマーケットその他の大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)に規定する大規模小売店舗(次号に規定するものを除く。)及びその他の小売業を営む店舗で店舗面積が四百平方メートルを超えるものをいう。
- 三 百貨店 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗で商業地域に位置し、複数の路線が競合する交通機関と密接に結びつくことにより購買層が他区市に及ぶため、自転車等による利用が少ないと区長が認めるものをいう。
- 四 銀行等金融機関 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行、相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)に規定する相互銀行、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)に規定する信用金庫、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和十八年法律第四十三号)に規定する信託銀行、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)に規定する労働金庫及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に規定する信用協同組合をいう。

(平九規則三一・平一三規則四七・一部改正)

(店舗面積の算定)

第九条 条例第十六条第二項に規定する店舗面積の算定方法は、次の各号に掲げる施設の用途ごとにそれぞれ当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- 一 遊技場 遊技室、景品交換所及びこれらに類するもの
- 二 スーパーマーケットその他の大規模小売店舗及び百貨店 売場(飲食店部分を除く。)、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理場及びこれらに類するもの
- 三 銀行等金融機関銀行室、待合室、ショーウィンド及びこれらに類するもの

(設置の届出)

第十条 条例第二十一条の規定により自転車駐車場を設置し、又は届出事項を変更しようとする者は、別記第十一号様式による自転車駐車場設置・変更届出書に次の各号に掲げる図面を添付し、区長に提出しなければならない。

- 一 案内図
- 二 配置図
- 三 各階平面図
- 四 構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。)

(平九規則三一・一部改正)

(設置等完了の届出)

第十一条 前条の規定による届出をした者が自転車駐車場の設置又は変更(自転車駐車場の規模、構造及び設備に関する変更に限る。)を完了したときは、別記第十二号様式による自転車駐車

場設置・変更完了届出書を区長に提出しなければならない。

(平九規則三一・一部改正)

(措置命令書)

第十二条 条例第二十五条第二項に規定する措置命令書は、別記第十三号様式による。

(平九規則三一・一部改正)

(身分証明書)

第十三条 条例第二十七条に規定する身分を示す証明書は、別記第十四号様式による。

(平九規則三一・一部改正)

附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二年三月三〇日規則第二一号)

- 1 この規則は、平成二年五月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例施行規則別記第九号様式は、平成二年五月一日以後に撤去した自転車等の返還申請について適用し、同日前に撤去した自転車等の返還請求については、なお従前の例による。

附 則(平成九年三月三十一日規則第三一号)

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例施行規則第七条の規定及び別記第九号様式は、平成九年四月一日以後に撤去する自転車等の返還について適用し、同日前に撤去した自転車等の返還については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年三月三〇日規則第四七号)

- 1 この規則は、平成十三年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都豊島区自転車等の放置防止に関する条例施行規則第六条第三項の規定は、平成十三年七月一日以後に撤去する自転車等の保管期間について適用し、同日前に撤去した自転車等の保管期間については、なお従前の例による。

様式等省略

別記第1号様式(第3条関係)

(平九規則31・全改、平13規則47・一部改正)

別記第2号様式(第3条第2項関係)

別記第3号様式(第3条第2項関係)

別記第4号様式(第4条第1項関係)

(平2規則21・平9規則31・平13規則47・一部改正)

別記第5号様式(第4条第2項関係)

(平9規則31・全改、平13規則47・一部改正)

別記第6号様式(第5条第1項関係)

(平9規則31・平13規則47・一部改正)

別記第7号様式(第5条第2項関係)

(平9規則31・全改)

保管台帳

別記第8号様式(第6条第1項関係)

(平9規則31・一部改正)

別記第9号様式(第7条関係)

(平9規則31・全改、平13規則47・一部改正)

別記第10号様式(第7条関係)

(平9規則31・追加、平13規則47・一部改正)

別記第11号様式(第10条関係)

(平9規則31・旧別記第10号様式繰下・一部改正)

別記第12号様式(第11条関係)

(平9規則31・旧別記第11号様式繰下・一部改正)

別記第13号様式(第12条関係)

(平9規則31・旧別記第12号様式繰下・一部改正)

別記第14号様式(第13条関係)

(平9規則31・旧別記第13号様式繰下)